

ご活用ください

羽幌町地域情報連絡員制度

地域のさまざまな課題を把握し、町民のみなさんと町が情報を共有することによって「心と心のふれあうまちづくり」を進めていくため、羽幌町地域情報連絡員制度を実施します。この制度は、平成15年に開始しました「方面区(町内会)担当職員制度」をより有効に活用できるよう見直しました。地域の要望や意見、町に対する提言などをお聞かせください。

説明会を開催します

この制度の実施にあたり、町民のみなさんにその内容をお知らせするため、町民説明会を開催します。 説明会については、より多くの方々にお越しいただけるよう各方面区ごとに日程を決めて開催することとしています。 現在、方面委員さんを通じて日程調整をしておりますので、お住まいの地域での開催が決まりましたらご出席くださいますようお願いいたします。

制度の概要はこちら

↑ なにをする制度なの?

地域と町が情報を共有するための制度です。 わかりやすくいうと、柱はつぎのふたつになります。

- ① 地域が抱える要望や意見などを町が把握する
- ② 町の持つ情報を提供する

る 情報の把握や提供はいつするの

方面区で開催される諸会議などにお伺いしますので、 町に伝えたい情報がありましたら、会議日程などをお 知らせください。また、諸会議がなくても方面委員さ んなどから直接連絡いただいても構いません。 町からの情報提供は必要に応じて実施します。

② 情報の把握や提供って誰がするの

役場職員で5人程度のグループを作って、各方面区に配置します。(配置する職員を連絡職員といいます) この連絡職員が、地域の要望や意見を伺ったり、町からの情報をお伝えします。

4 制度の有効活用のために

毎月、役場の配達員または郵送でお届けしていた「広報はぼろ」を連絡職員が直接方面委員さんへ届けます。 これは広報の発行をひとつのタイミングとして、各方面区との接触を図り、情報の有無を確認します。

※季節によっては郵送でお届けする場合があります

⑤ 制度に関するおねがい

この制度は、冒頭にもありますが地域のみなさんと行政が共通の認識を持ち、まちづくりを進めていくことを目的としています。このため、各方面区に配置しました連絡職員は、地域と町の間の情報を受け渡すパイプ役として位置付けており、地域で催される諸行事や葬儀の手伝いは対象としていませんので予めご理解をお願いします。また、このように地域(町内会)活動において慢性的な人員不足の課題を抱えている場合などは、この制度を使ってご相談いただければ解決に向けての提案やアドバイスができると思われます。

お問い合わせ:政策推進課広報広聴係 262-1211(内線221) 図seisaku@town.haboro.hokkaido.jp